

令和 4 年 3 月 25 日

沖縄県「石油価格調整税」の更新

沖縄県から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される沖縄県石油価格調整税の概要は以下のとおりです。

課 税 団 体	沖縄県
税 目 名	石油価格調整税（法定外普通税）
課 税 客 体	元売業者の揮発油の販売
課 税 標 準	揮発油の販売数量から欠減量を控除した数量
納 税 義 務 者	揮発油の元売業者
税 率	揮発油 1 キロリットルにつき 1,500 円
徴 収 方 法	申告納付
収 入 見 込 額	（平年度）約 956 百万円
非 課 税 事 項	(1) 揮発油の販売で輸出として行われるもの (2) 揮発油の販売で県外移出として行われるもの (3) 揮発油の販売で石油化学製品製造のための用途に消費するためのものとして行われるもの (4) 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売
徴税費用見込額	（平年度）約 1.1 百万円
課税を行う期間	2 年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

令和 4 年 3 月 9 日 沖縄県議会にて条例案可決

同 年 3 月 14 日 総務大臣協議

同 年 3 月 25 日 総務大臣同意

（同 年 4 月 1 日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 金谷係長、越
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659